

確 認 事 項

国民年金過年度保険料の督促状発行にあたっては、次の事項を確認する。

- 1 対象者のリストアップ件数は、昨年度と同程度とする。
- 2 対象者のリストアップにあたっては、プライバシー保護、「弱者いじめ」にならないよう十分配慮し、市町村に業務を押しつけない。
- 3 督促状発行は、結果として0になることもあり得る。
- 4 職員の労働強化にならないよう十分配慮する。
- 5 徴収業務にあたっては、職員に危険が及ぶことのないよう十分配慮する。
- 6 昭和62年度以降の交渉経過については、尊重する。
- 7 実施にあたっては、県の実態、昨年の実施経過をふまえ、県段階で十分協議する。
- 8 来年度以降の実施については、今年度の実施結果をふまえて改めて協議する。

確 認 事 項

高医療費地域対策事業を実施するにあたって、次の事項を確認する。

- 1 これまでの「交渉記録」を尊重する。
- 2 必要な経費は十分措置する。
- 3 実施にあたっては、県の実態をふまえ、県段階で十分協議する。
- 4 問題が生じたときは、その都度協議する。
- 5 来年度以降の実施については、改めて協議する。

確 認 事 項

レセプト専門員の全国配置にあつたて次の事項を確認する。

- 1 別添の「交渉記録」を尊重する。
- 2 医療費適正化対策の強化につながるものでなく、職員の労働強化にならないように十分配慮する。
- 3 レセプト専門員確保のため、退職勧奨の強要は行わない。
- 4 地方の実情をふまえ、地方段階でも十分協議する。
- 5 問題が生じたときは、その都度協議する。
- 6 来年度以降の配置については改めて協議する。

(3. 9. 12)

確認事項

「年金週間」を平成3年度より実施するに当たり、次の事項を確認する。

- 1 職員の労働強化とならないよう十分配慮する。
そのため、特に次の事項に留意する。
 - (1) 各種行事等は、従来から地方で行っている行事の範囲内で実施すること。
 - (2) 各種行事等を実施する場合は、基本的に勤務時間内に行うこと。
- 2 地方の実情をふまえ、地方段階でも十分協議する。

確 認 事 項 (3 . 9 . 3 0)

社会保険事務所等に設置する新漢字窓口装置の試作機の
展示にかかる見学に当たり、次の事項を確認する。

1. 新漢字窓口装置の試作機の見学者の選定に当たっては、職員団体の役員等も考慮すること。
2. 見学に当たっての各県旅費は、別紙のとおり交付する。
3. 県段階で十分事前協議すること。
4. 実施上、問題が生じたときは、その都度協議すること。
5. 新漢字窓口装置の試作機の見学を考慮し、定期交付の職員旅費（第4四半期分）を年内に配付するよう努力すること。

確 認 事 項

「年金相談サービスセンター」の設置について、次の事項を確認する。

- 1 「年金相談サービスセンター」の設置は、住民サービスの向上をはかるものであり、社会保険職場の縮小・民間下請け化に結びつくものではない。
- 2 引き続き定員増に最大限の努力をする。
- 3 職員の労働強化にならないよう十分配慮する。
- 4 必要な経費は十分措置する。
- 5 これまでの国費評議会「申し入れ」に対する「回答」及び「交渉記録」を尊重する。
- 6 「年金相談サービスセンター」設置にあたっては、県の実情を踏まえ、県段階においても十分事前協議を行うとともに、労使で確認された事項を尊重する。
- 7 実施上問題を生じたときは、その都度速やかに協議する。
- 8 「年金相談サービスセンター」の設置については、3年を目途に実施結果を踏まえて、その後の設置計画等の見直しを行うものとする。

1991年12月18日

社会保険庁総務部
総務課長

全日本自治団体労働組合
国費評議会事務局長

1992. 1. 9

確 認 事 項

平成3年度の年金相談実態調査の実施にあたり、次の事項を確認する。

- 1 職員の労働強化にならないように、十分配慮する。
- 2 必要な経費は十分措置する。
- 3 年金相談実態調査の集計・分析結果をふまえて、年金相談体制整備等の施策について検討のうえ協議する。
- 4 業務センターにおいて集計した結果については、各県個別に連絡する。
- 5 来年度以降の実施については、今年度の実施結果をふまえて改めて協議する。

育児休業に伴う臨時的任用職員の 窓口装置操作に関わる確認事項

育児休業に伴う臨時的任用職員の窓口装置操作について、次のとおり確認する。

1. 操作の対象業務は、正規職員と同様とする。
2. 操作に際して使用する磁気カードの取扱いは、正規職員と同様とする。
3. 健康診断の実施については、正規職員と同様「具体的確認事項」を適用する。これに必要な経費は交付する。
4. 実施に当たっては、県段階で十分事前協議する。
5. この取扱いについて問題が生じたときは、その都度協議する。

平成4年3月31日

社会保険庁総務部
総務課長

全日本自治団体労働組合
国費評議会事務局長

健康相談の実施についての確認事項

記

1. 健康管理医の設置にあたっては、職員に周知を図り、誰でも気軽に相談できるような体制と雰囲気作りに向け、最大限努力することとする。
2. 相談対象は全員（相談員等も含む）とし、当面、血圧測定も年齢制限をせず全員とすることとする。
3. 相談時間は、概ね二時間以内とし、相談場所を確保（会議室、休養室等）のうえ、プライバシーの保護に充分配慮することとする。
4. 健康相談の実施にあたっては、実効性のあるものとなるよう配慮することとする。

平成四年四月十六日

確 認 事 項

オンライン計画完成に伴う平成4年度の要員(予算)措置に当たって、次のとおり確認する。

1 予算措置

平成4年度 諸謝金140人相当額

2 諸謝金140人の配付基準

平成3年度と同様とする。

3 今回の措置は今後の定員の配付基準に影響しないものであること。

4 今回の措置は、平成4年度限りの措置であり、平成5年度以降の措置については、段階的解消策を含め改めて協議するものとする。

確 認 事 項

完全週休2日制の実施に伴う土曜日の勤務について、次の事項を確認する。

1. 当分の間、社会保険業務センターにおいてオンラインシステムを稼働させる。
2. 土曜日に勤務する職員の割振りは、概ね4分の1を基本とする。
3. 土曜日に勤務することとなった職員は、所属長の4週間単位の勤務時間の割振りにおいて、当該4週間の月曜日から金曜日の間に休むこととする。
4. 実施にあたっては、県段階で十分事前協議する。
5. 実施上、問題が生じたときは、速やかに協議する。

H. 4 4. 22

確 認 事 項

職員の「健康管理手帳」の活用について、次の事項を確認する。

1. 健康管理医等による「健康管理手帳」を活用した健康管理研修を行う。

2. 「健康管理手帳」は、職員各自が3年間保管するように周知徹底する。

また、「健康の記録」は、職員が記入するように指導する。

以上

確認事項

社会保険事務所等に設置する新しい事務処理機器更改（WMの設置台数を除く）について、次の事項を確認する。

1 「社会保険事務所等に設置する新しい事務処理機器」により、労働強化が生じることのないように十分配慮するとともに、「覚書・具体的確認事項」は遵守する。

- 2 庁舎・環境・照明の改善、ページプリンタ付WMの開発研究、OA専用イスの更新については、引き続き努力する。
- 3 新しい事務処理機器更改に伴う切替準備一切の経費については、一般予算とは別個に配布する。
- 4 国費評議会「第一次・第二次申し入れ」に対する「回答」を尊重する。
- 5 実施上問題が生じたときは、その都度速やかに協議する。

一九九二年八月二〇日

社会保険庁総務部

総務課長

全日本自治団体労働組合

国費評議会事務局長

確 認 事 項

1992. 8. 20

国民年金過年度保険料の催告状及び督促状発行にあたっては、次の事項を確認する。

- 1、催告状発行は、未納者の³分の³を対象とする。
- 2、督促状発行対象者のリストアップ件数は、昨年度と同程度とする。
- 3、督促状発行対象者のリストアップにあたっては、プライバシー保護、「弱者いじめ」にならないよう十分配慮し、市町村に業務を押しつけない。
- 4、督促状発行は、結果として0になることもあり得る。
- 5、職員の労働強化にならないよう十分配慮する。
- 6、徴収業務にあたっては、職員に危険が及ぶことのないよう十分配慮する。
- 7、昭和62年度以降の交渉経過については、尊重する。
- 8、実施にあたっては、県の実態、昨年の実施経過をふまえ、県段階で十分協議する。
- 9、来年度以降の実施については、今年度の実施結果をふまえて改めて協議する。

確 認 事 項

都市部における国民年金事業の推進について、次のとおり確認する。

1. 職員の労働強化にならないよう十分配慮すること。
2. 計画の策定及びその実施にあたっては、各県の実態をふまえ、県段階で十分協議を行うこと。
また、県・事務所と都市の協議にあたっては都市の実態をふまえ行うこと。
3. 従来の特例対策（検認、適用等）については、今回の都市対策に引き継がれるものであること。
4. 問題が生じればその都度協議を行うこと。

以 上

1993. 1. 8

確 認 事 項

平成4年度の年金相談実態調査の実施にあたり、次の事項を確認する。

- 1 職員の労働強化にならないように、十分配慮する。
- 2 必要な経費は十分措置する。
- 3 年金相談実態調査の集計・分析結果をふまえて、年金相談体制整備等の施策について検討のうえ協議する。
- 4 業務センターにおいて集計した結果については、各県個別に連絡する。
- 5 来年度以降の実施については、これまでの調査をふまえて改めて協議する。

(H5.3.29 確認)

確 認 事 項

オンライン計画完成に伴う要員（予算）措置について、次のとおり確認する。

1. 平成5年度の予算措置及び県別配付
当面、諸謝金140人相当額を平成4年度と同様に配付する。
2. 今回の措置は、今後の定員の配付基準に影響しないものであること。
3. 今後の予算措置については、社会保険事務所における年金給付に関する業務処理体制の充実に伴う謝金職員の配置に振替えることを基本として別途協議する。

国民年金過年度保険料の催告状及び督促状発行にあたっては、次の事項を確認する。

1. 督促状発行対象者のリストアップ件数は、昨年度と同程度とする。
2. 督促状発行対象者のリストアップにあたっては、プライバシー保護、「弱者いじめ」にならないよう十分配慮し、市町村に業務を押しつけない。
3. 督促状発行は、結果とし0になることもあり得る。
4. 職員の労働強化にならないよう十分配慮する。
5. 徴収業務にあたっては、職員に危険が及ぶことのないよう十分配慮する。
6. 昭和62年以降の交渉経過については、尊重する。
7. 実施にあたっては、県の実態、職場の状況、昨年の実施経過をふまえ、県段階で十分協議する。
8. 来年度以降の実施については、今年度の実施結果をふまえて改めて協議する。